平成24年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	18	府省庁名 経済産業省
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望 項目名		株式会社商工組合中央金庫の課税標準の特例
	内容 要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 事業税の課税標準の特例として、株式会社商工組合中央金庫(以下、「商工中金」)の資本金(政府出資分) と危機対応準備金の額に、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの事業年度については9/10を、 平成21年4月1日から平成22年3月31日までは4/5を、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで は3/5を、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは2/5を、平成24年4月1日から平成25年3 月31日までは1/5をそれぞれ乗じた額の控除を認める制度。 ・特例措置の内容 本措置による軽減措置の適用期限について、以下のとおり3年間の延長を要望する。 【軽減措置:2/5】平成23年4月1日~平成24年3月31日 → 平成23年4月1日~平成27年3月31日 【軽減措置:1/5】平成24年4月1日~平成25年3月31日 → 平成27年4月1日~平成28年3月31日
関係	条文	・中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第3条、第6条・地方税法第72条の12、21、附則第9条第12項・株式会社商工組合中央金庫法附則第2条
減 見道	収 込額	(初年度) — (▲300) (平年度) — (▲300) (単位:百万円)
要望 +		(1) 政策目的 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。 平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。 (2) 施策の必要性 商工中金は、中小企業向け金融機能を維持しながら平成20年10月に特殊会社に移行。平成24年4月1日から起算し5~7年後を目途として完全民営化することとなっており、「政策金融改革に係る制度設計(平成18年6月27日 行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)」において、完全民営化に向けて新機関が信用力や企業価値を維持向上できるよう財務基盤に係る措置を講じるとされているため、本措置により、特殊会社化後も中小企業金融を円滑に行えるよう財政基盤の弱体化を防ぐために措置しているもの。東大震災の発生・対応等により、商工中金の財政基盤の毀損が見込まれるため、結置しているもの。市会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中会により、中容
本要 対応 縮源	する	_

	_	1417.								
		対策体系におけ	経済社会の安心・安全の確保							
	7	る政策目的の位	4. 取引・経営の安心							
	置	量付け								
			中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小							
	-	対策の	企業の資金調達の円滑化を図る。(本税制措置に係る商工中金及び日本政策金融公庫による貸付							
	į	達成目標	に加えて、信用補完制度も併せて実施することにより達成を目指す。)							
	税負担軽減措		3年間延長する(平成 25 年 3 月 31 日→平成 28 年 3 月 31 日)							
			3年间延長する(十成 23 年 3 月 31 日→十成 20 年 3 月 31 日)							
		置等の適用又								
		は延長期間								
		同上の期間中	・商工中金による貸付実績							
		の達成目標	・資金繰り判断DI							
			中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図							
			る。							
			また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金							
			融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認							
			されているところ。							
			さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年7月 29 日							
			東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策と							
			して、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏ま							
			えつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。							
			資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化し							
			たものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向に							
			あり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があっ							
			たものと考えられる。							
合			しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、							
合理性			先行きは予断を許さない状況にある。							
II			東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による							
			東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。							
			中小企業の資金繰りDI							
	政策目標の		(竹銀七季竹服登位:)Ti							
	逗	達成状況	▲ 20.0 → マン・ショック前の水準							
	2777		▲ 25.0							
			▲244							
			▲ 30.0 A 28 B							
			▲ 35.0							
			しーマン・ショック ・ 中川・北京学体 東口本大鉄災後 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
			探容: 中小企業庁・(後)中小企業を登録書籍 「中小企業を設施を」 (下期)							
			(片)) 海を繰り削は、前側にはべて、資金振りが「時代」と答えた主意の開合(M)から、「現代」と答えた主意の開合(M)を引いたもの。 2-2001年1-3月加騰会は、2月1日時点の開会であり、東日本大震変的の概念であることに容念が会変である。							
			(出典:中小企業景況調査(中小企業庁、(独)中小企業基盤整備機構))							
			Control of the second of the s							
			※商工中金の貸付実績							
			18年度 19年度 20年度 21年度 22年度							
			貸付金額(億円) 133,317 144,163 156,820 141,826 129,432							
			うち長期貸付 20,728 20,511 25,354 27,406 25,786							
			貸付件数 1,080,745 1,012,614 912,432 711,656 675,699							
			うち長期貸付 33,890 32,596 38,656 37,054 42,446							
			7-3 2,410							

	要望の措置の適用見込み	平成23年度 260百万円(軽減措置3/5) 平成24年度 143百万円(軽減措置2/5) 平成25年度 143百万円(軽減措置2/5) 平成26年度 143百万円(軽減措置2/5) 平成27年度 58百万円(軽減措置1/5) 本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財務						
有効	五祖の世界の	の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円 滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。 また、本措置による商工中金の財務基盤の強化により、特殊会社化移行後も貸付額は堅調に 推移しており、中小企業の需要に対して資金供給が図られている。 さらに、貸付規模についても特定層に偏ることなく資金供給が行われている。						
性	要望の措置の 効果見込み	※商工中金の貸付件数の分布状況(長期貸付,貸付規模別/平成22年度)(商工中金調べ						
	(手段としての	貸付規模	件数	割合				
	有効性)	10 百万円以下	6,188	14.9%				
		10~30 百万円	13,701	32.9%				
		30~50 百万円	10,110	24.3%				
		50~100 百万円	7,937	19.1%				
		100 百万円超	3,698	8.9%				
		合計 	41,634	100.0%				
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	本措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。						
相当	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_						
当性 性	要望の措置の 妥当性	①補助金と比較した場合、税制措置は課税時点で軽減することから、執行コストが小さい。 ②商工中金は、負債の約半分は商工債により市場から資金調達を行っており、仮に決算内容が 悪化すると、市場の評判を落とし、資金調達の条件が悪化するおそれがある。 商工中金に対して政府が出資という予算措置を講じた場合、貸借対照表の純資産の部が厚く なるものの、損益計算書は改善しない。本措置が維持された場合は、損益計算書に計上すべき 租税公課が減額となり、損益計算書の利益及び貸借対照表の純資産の部の両方が改善する。こ のように、本措置は商工中金の資金調達、ひいては中小企業への資金供給の円滑化にプラスの 効果を与える。 なお、同様に公的金融を担う日本政策金融公庫、信用保証協会の事業税(資本割)は非課税 となっており、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。						

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 20 年度(10 月~3 月): 181 百万円 平成 21 年度: 366 百万円 平成 22 年度: 253 百万円						
	資金調達の円滑化(商工中金の貸付実績)						
┃ ┃ 税負担軽減措置等の		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
抗貝担軽減指直等の 適用による効果(手段	貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432	
過用による効果(子段 としての有効性)	うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786	
としての行列圧	貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699	
	うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446	
前回要望時の 達成目標	商工中金の完全民営化に向けた取組を着実に実施する。						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由							
・平成20年に創設 ・平成21年、23年に商工中金法等改正があり、完全民営化のプロセスが凍結。 これまでの要望経緯					が凍結。		